

# 公益通報制度の概要

関西大学公益通報者保護委員会

学校法人関西大学（以下「本学」という。）は、「関西大学公益通報者保護規程（以下「公益通報規程」という。）」を制定して、公益通報に関する体制を整えています。

## 公益通報者保護法の概要

2006年4月1日に施行された「公益通報者保護法」では、事業者のコンプライアンス（法令遵守）経営を強化することを目的として、労働者が公益のために通報した場合に、それを理由とする解雇は無効であり、その他の不利益な取扱い（降格・減給等）も禁止されています。また、派遣労働者が派遣先で生じている法令違反行為を通報しても、それを理由とする労働者派遣契約の解除は無効であり、派遣労働者の交代を求めること等も禁止されています。2022年6月には改正公益通報者保護法が施行され、役員や退職者（退職後1年以内に限る）が保護の対象になっています。

## 関西大学公益通報者保護規程の概要

公益通報規程では、「公益通報者保護法」に準拠し、組織的又は個人的な法令違反行為に関する法人役員、職員等からの通報及びそれに関連する相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図るとともに、不正行為等の早期発見及び是正に努め、コンプライアンス経営の強化及び社会的信頼の向上に資することを目的としています。

これを受けて、通報者情報が他に漏洩することのないよう厳正に管理し、通報者を労働契約関係上や事業活動上等の不利益行為から保護し、安心して通報できる体制を整えました。

公益通報規程は、公益通報者の不利益取扱いの禁止、公益通報に係る事実の確認及び是正は当然のことながら、本学における公益通報の受付から処理に至る一連の手続きについて定めるとともに、当該手続きにおいて、通報者の特定に結びつきうる情報が他に漏洩することを防止するための方策について定めるものです。

## 公益通報の要件

公益通報は、犯罪行為や最終的に刑罰・過料が規定される法令違反行為が生じ、又は生じようとしている場合における通報に限られます。

上記の法令には、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわるものがあり、具体的には、「公益通報者保護法」及び同法第2条第3項別表に掲載されている法令になります。

なお、憶測、虚偽や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的で行う通報は、公益通報とは認められません。

また、ハラスメント関連及び研究活動における不正行為に係る通報等は、別の取り扱いとなります。

## 公益通報者

本学において、公益通報規程の対象となるのは、以下の方です。

- ・本法人の役員（理事及び監事）
- ・職員任免規則に定める職員（退職後1年以内の者を含む）
- ・本学に派遣されている派遣社員（派遣終了後1年以内の者を含む）
- ・本学取引先の労働者（退職・派遣終了後1年以内の者を含む）

## 公益通報者の保護

本学は公益通報者保護法その他関係法令を遵守し、公益通報者に対して、公益通報をしたことを理由に本人が不利益を被る取扱いを行うことはありません。

## 通報受付・相談窓口

通報・相談を受け付ける窓口を法務課に設置していますので、お問い合わせください。また、インフォメーションシステムに、公益通報の詳細を掲載しておりますので、ご確認ください。

なお、窓口の利用方法は、面会、書面、電子メール、FAX、電話いずれの方法でも結構です。

通報者のプライバシーは厳重に守られます。

匿名でも通報できますが、通報者に連絡がつかないために十分な調査ができない可能性や、通報者へのフィードバックも困難なため、できる限り実名での通報にご協力ください。

また、匿名により通報が行われた場合、当該通報を信ずるに足る相当の理由、証拠等があると認められるときに限り受け付けます。

法務課（関西大学 100 周年記念会館内）

受付時間 9：00～17：00

土日祝及び本学指定の  
休日は除く

電話 (06)6368-6071（直通）

FAX (06)6368-6065

E-mail koueki@ml.kandai.jp

### 【通報する内容】

- ・ 通報対象者の氏名、所属、部署
- ・ 通報対象事実が行われた日時
- ・ 通報対象事実の具体的内容 等

※ 通報の際には、関西大学インフォメーションシステムのブックマーク欄にある「公益通報」に、「通報フォーマット」を掲載しておりますので、ご利用ください。



公益通報に係るフロー図

